

# 事務担当者会議資料

適用・給付業務関係

令和8年3月13日

1. マイナンバーカードの更新について
2. 子ども・子育て支援金制度について
3. 被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて
4. 令和8年度 保険料率

## ① マイナンバーカードには有効期限があります

1. カード本体の有効期限
2. 電子証明書の有効期限

ア. 利用者証明用電子証明書：マイナポータルへのログインやマイナ保険証、コンビニ交付 サービスなどの利用時に、ログインした人が本人であることを確認するもの。

イ. 署名用電子証明書：e-Taxでの確定申告など、電子文書を作成・送信する際に、それらが本人によるものだと証明するもの。



マイナンバーカード等の有効期限について

カード 発行時の年齢	マイナンバーカード	利用者証明用 電子証明書	署名用 電子証明書
18歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳以上 ～18歳未満	5回目の誕生日 (*1)	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳未満	5回目の誕生日 (*1)	5回目の誕生日	× (*2)

\*1 18歳未満については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日とする。

\*2 15歳未満については、署名用電子証明書を原則として発行しない。

## ② マイナンバーカードには有効期限があります

マイナンバーカードの有効期間は、発行の日から10回目の誕生日まで、また2つの電子証明書の有効期間は、発行の日から5回目の誕生日までです。

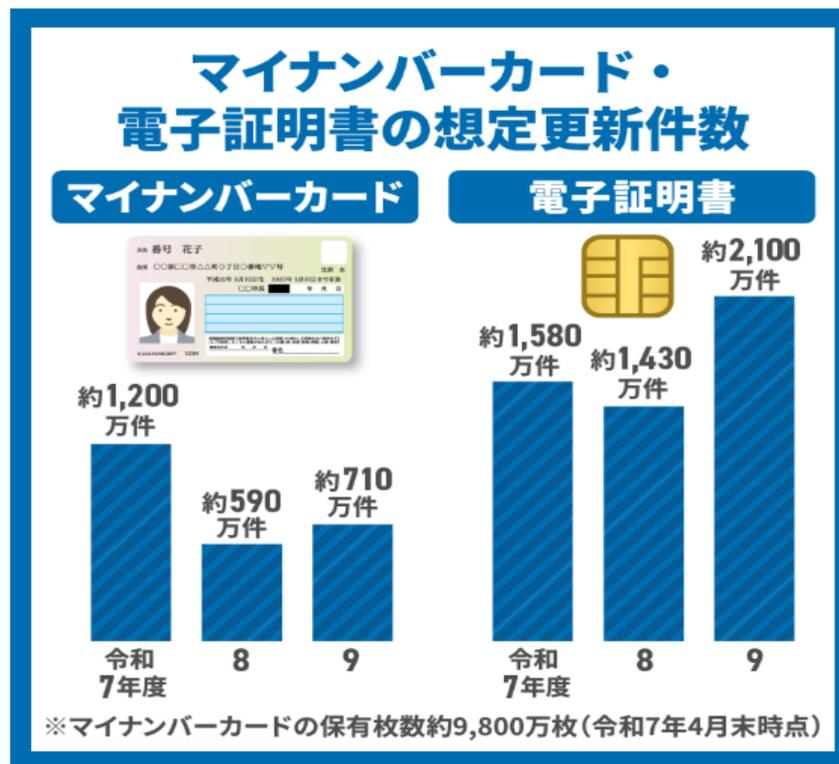
ただし、18歳未満の方のマイナンバーカードの有効期間については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日としています。

署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満の方については、住基カードにおける取扱いと同様に原則として発行しません。

また、利用者証明用電子証明書を15歳未満の方に発行する際は、法定代理人がパスワードを設定することになります。

## ③ マイナンバーカードには有効期限があります

令和7年度に**マイナンバーカードは約1,200万件**、**電子証明書は約1,580万件**の更新が必要になると見込まれています。



## ① 更新しないと起こること

### マイナンバーカード

1. 本人確認書類としての利用ができなくなります。

### 電子証明書

1. 医療機関でマイナ保険証が使用できなくなります。
2. マイナポータルにログインすることができなくなります。
3. 証明書のコンビニ交付、e-Tax等の電子申請などが利用できなくなります。

## ② 更新しないと起こること



マイナ保険証として利用できなくなる



資格確認書の発行が必要となる



事業所・保険者の事務負担増につながる

## ① マイナ保険証の利用ができなくなる日

マイナ保険証は電子証明書の有効期限がきれても、すぐに利用できなくなるわけではありません。

有効期限満了日が属する月の月末から3か月間は引き続きマイナ保険証として利用できます。

この3か月間に更新をしないと保険証利用登録は解除されます。

有効期限が2月の場合 ⇒ 5月末まで利用できます

## ② マイナ保険証の利用ができなくなる日

電子証明書の有効期限満了後、3か月はマイナ保険証として利用できますが、ただし、医療機関で確認できるのは、保険資格に関する情報のみで、診療情報・薬剤情報の確認はできません。

### マイナ保険証で確認できる情報



オンライン資格確認カードリーダー



資格情報



診療情報・薬剤情報

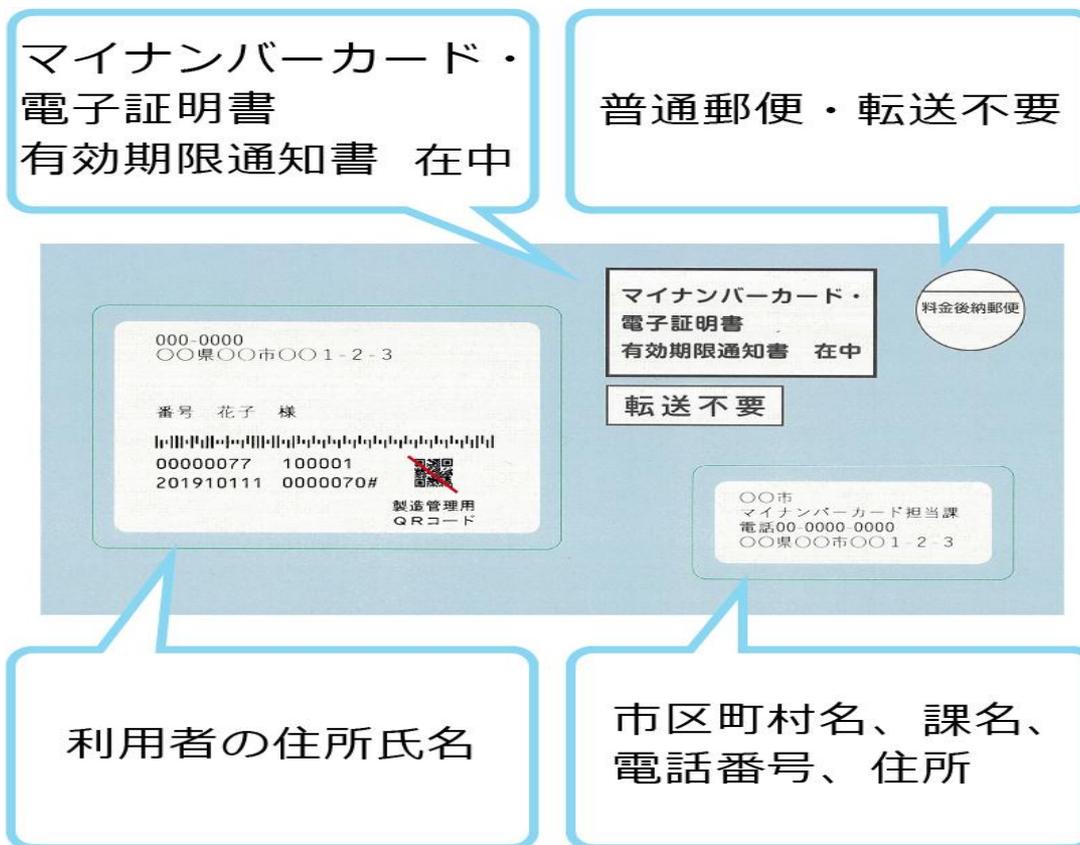
## ① 更新手続き

マイナンバーカードと電子証明書の更新手続きは、有効期限の3か月前から住所地（住民登録をしている）の市区町村窓口にて行うことができます。また、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える方には、期限の2か月から3か月前を目途に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、有効期限をお知らせする「有効期限通知書」が同封された封筒がご自宅に送付されますので、忘れずにお早めの更新手続きをお願いします。

## ② 更新手続き

### 送付用封筒のイメージ

有効期限通知書は下記イメージの封筒で届きます。



## ① よくある質問

**Q1 なぜ、マイナンバーカードに10年、電子証明書に5年の有効期限があるのでしょうか。**

**A1**

マイナンバーカードには容貌の変化に伴い顔写真を更新する必要があることや、偽変造防止措置等の技術の進歩に対し、安全性を維持する必要がある10年の更新期限が設定されています。  
また、電子証明書は、コンピュータ性能の向上や暗証番号読解技術の進歩などにより、暗号の安全性が低下するおそれがあるため、5年の有効期限が設定されています。

**Q2 マイナンバーカードを更新しないとどうなりますか。**

**A2**

マイナンバーカードを本人確認書類として使えなくなるほか、マイナンバーカードに搭載された電子証明書も使えなくなります。

## ② よくある質問

**Q3 電子証明書を更新しないとどうなりますか。**

**A3**

電子証明書の有効期限が切れると、オンラインでの本人確認や健康保険証としての利用（※有効期限満了日が属する月の末日から3か月間は、引き続きマイナ保険証として使用することはできます。ただし、医療機関で確認できるのは、保険資格に関する情報のみで、診療情報・薬剤情報の確認はできません。）、電子申請などができなくなるほか、マイナポータルや確定申告の電子申告などの行政サービス、金融機関でのオンライン口座開設、ローン申請などの民間サービスといったマイナンバーカードを活用したさまざまなサービスが利用できなくなるため、更新をしていただく必要があります。

## ③ よくある質問

**Q4 マイナ保険証を利用していますが、電子証明書の有効期限が切れてしまいました。病院で受診をすることはできますか。**

**A4**

電子証明書の有効期限が切れても、有効期限切れから3か月間（※有効期限満了日が属する月の末日から3か月間）は医療機関等を受診できますので、その期間に更新をお願いします。ただし、お手元に有効な健康保険証もなく、電子証明書の更新手続きもされなかった場合には、申請不要で資格確認書が発行されます。万が一更新できないままであっても、この資格確認書で引き続き医療機関等を受診できますので、ご安心ください。

**Q5 電子証明書の有効期限が切れたため、更新手続きを行いました。再度、マイナ保険証利用登録をする必要はありますか。**

**A5**

有効期限の3か月後の末日までに更新した場合は、再度のマイナ保険証の利用登録は必要ありません。

# マイナンバーカードの有効期限の更新に関する大切なおしらせ



## マイナンバーカードには、カード本体と搭載されている電子証明書の2つの有効期限があります



マイナンバーカードの有効期限

▶ 発行から**10回目**の誕生日まで

電子証明書の有効期限

▶ 発行から**5回目**の誕生日まで

※ 記載がない場合は、裏面の手順に沿ってご確認ください

※ マイナンバーカード本体の有効期限が切れるのと同じタイミングで、カードに入っている電子証明書も有効期限が切れます。その際、カード本体の更新時に、一緒に手続きすることで電子証明書も更新されます。

### マイナンバーカード本体と電子証明書で更新手続きが異なります

有効期限の2~3カ月前を目途に有効期限通知書(右図)が送付されます。通知が来ていなくても有効期限の3カ月前から更新ができます。同封のパンフレットをご一読のうえ、余裕をもってお早めに更新手続きをお願いします。



#### マイナンバーカードの更新手続

以下のいずれかの方法で、事前申請が必要です。

- ・ オンライン(スマートフォン / パソコン)
- ・ 証明写真機
- ・ 郵送

事前申請後、交付通知書が届きますので、市区町村窓口を訪れて新しいカードの交付を受けてください。

新しいカードの作成には一定の時間がかかることから、事前申請がお済みでないまま市区町村窓口に行っても、その場で更新は出来ませんので、ご注意ください



#### 電子証明書の更新手続

マイナンバーカードと有効期限通知書を持参して、お住まいの市区町村窓口にて更新手続きをしてください。

### 更新の流れ



## 券面に記載のない電子証明書の有効期限は、どこを見ればわかるの？

電子証明書の有効期限は、マイナポータルでもご確認いただけます。

- ※ カード本体の有効期限のみ確認したい場合は、カードの券面で確認してください。



## 電子証明書の有効期限が3カ月未満のユーザーには、有効期限についての案内が表示されます

以下のような案内が表示されましたら、速やかに更新手続きをお願いいたします。

マイナポータル ログイン時	マイナポータル 電子証明書欄	顔認証付き カードリーダー



これらの更新アラートは、電子証明書の有効期限(5年)だけでなく、マイナンバーカード本体の有効期限(10年)の際にも同様に表示されます。  
まずは、お手元に届いた有効期限通知書をご確認ください。

## 有効期限内に電子証明書の更新手続きができなかったらどうすればいいの？

有効期限内に更新ができなかった場合は、マイナンバーカードをお持ちの上、お住まいの市区町村窓口で再発行手続きをしてください。

- ※ 電子証明書は即日再発行できます。
- ※ 電子証明書の有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間は、マイナ保険証として使用することが可能です。ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**  
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。  
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証について詳しくはこちら



ひとくらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## ① 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要（令和6年法律第47号）

こどもみんなの  
こども家庭庁

### 改正の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるためのこども・子育て支援金制度を創設する。

### 改正の概要

#### 1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

##### （1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

##### （2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①～②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

##### （3）共働き・共育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

#### 2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

#### 3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（\*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
  - ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
  - ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
  - ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（\*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特別公債を発行できること等とする。
- （\*）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

### 施行期日

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

令和6年10月1日（ただし、1(2)②は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）

## ② 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要 (令和6年法律第47号)

子ども未来戦略  
子ども家庭庁

### 子ども未来戦略<加速化プラン>に基づく給付等の拡充

#### 1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える**基礎的な経済支援**としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
  - ・ 高校生年代まで延長
  - ・ 第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

\* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に  
経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

#### 2. 全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充

- **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]
  - ・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- **乳児等のための支援給付** (子ども誰でも通園制度) の創設
  - ・ 月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能なる仕組み [令和8年4月給付化]
- **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

#### 3. 共働き・共育での推進

- **出生後休業支援給付** (育休給付率を手取り10割相当に)
  - ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎) [令和7年4月]
- **育児時短就業給付** (時短勤務時の新たな給付) (◎)
  - ・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]
- **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



### 給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- **支援金制度の創設** ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～
  - ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入(8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※)。医療保険料とあわせて徴収
    - ※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安
  - ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
  - ・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行
- **子ども・子育て政策の見える化の推進**
  - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設(子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定)

給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

## ① 子ども・子育て支援金制度とは

(子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性)

- 子ども・子育て支援金制度は、**社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。
- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「**こども未来戦略**」(令和5年12月22日閣議決定)において、**児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充**を図ることとしました。これらにより個々人の子育てに関する負担を軽減し、少子化トレンドの反転につなげていけるよう、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組もあわせて進めます。
- こうした大きな給付拡充に当たっては、**経済政策と調和した財政枠組み**とするとともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、**責任を持って安定財源を確保する必要があります**。  
子ども・子育て支援金制度は、**歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から10年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源**です。**歳出改革による負担軽減とセットで、かつその範囲内で構築することで、支援金制度の創設によって社会保障負担率**(国全体でみた国民所得に対する社会保険料負担の割合)**が上昇しないようにします**。

(若い世代の結婚・子育てを応援するもの)

- 支援金を医療保険料とあわせて、**高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ**、また、支援金を充てる事業による**0～18歳までの間の平均的な給付拡充(累計)は約146万円**となります。つまり、**子育て中や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代を確実に応援するもの**となります。
- 支援金は、児童手当など**法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、医療保険料と区分された仕組み**です。また、こうした仕組みであるため、今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、**当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません**。

## ② 子ども・子育て支援金制度とは

(全世代・全経済主体にとっての支援金制度の意義)

- 高齢者や子育て中でない方々等、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持ちます。  
拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている社会保険制度において、こうした新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、少子化トレンドの反転を実現することは、**制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながります。**
- また、企業にとっては、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、**極めて重要な受益**となります。  
支援金制度の構築を、歳出改革による社会保険負担軽減とセットで、かつその範囲内で行うことにより、**事業主負担にも配慮しつつ、さらに、令和8年度からの施行の前に、賃上げや経済基盤の強化を先行させる**枠組みとしています。

(支援金の使途)

- このように、**企業や高齢者も含めた全世代・全経済主体から拠出いただくことを踏まえ、支援金の使途としては、**
  - ・ 医療保険において、これまでも出産を起点とした給付が行われてきたことを踏まえつつ、
  - ・ 事業主にも拠出をお願いすることとなるため、これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を念頭に、
  - ・ **対象者が広く切れ目のない支援を実現する制度に充てることとし、児童手当など全国共通の現金給付を中心とし、加えてこども誰でも通園制度（現物給付）については、全国で利用要件に該当するすべての方へのサービス提供が行われるもの**としています。

## ③ 子ども・子育て支援金制度とは

令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

### 子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を**全世代・全経済主体**が支える**新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。

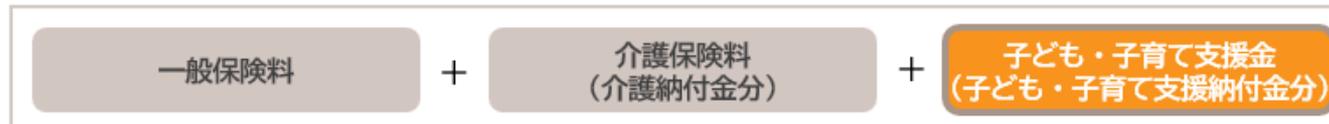
いつから？

### 開始時期について

- 子ども・子育て支援金は**令和8年4月分保険料（5月納付分）**より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



- 納入告知書（請求書）には、**第3の費目**として子ども・子育て支援金が追加されます。



※健保組合は、子ども・子育て支援金の**代行徴収的**な位置づけになります。

## ④ 子ども・子育て支援金制度とは

何に使う？

### 支援金の使途は

- 支援金を財源として、国が**子ども未来戦略「加速化プラン」**の取り組みを実施します。
- 加速化プランとは、我が国の**少子化対策を促進**するために、児童手当の拡充等の給付を拡充するなど、さまざまな施策のことです。

#### <加速化プランの施策>

- 妊婦のための支援給付
- 出生後休業支援給付率の引き上げ
- 育児時短就業給付 等

どのくらい負担するの？

- 負担率(支援金率)は、令和8年度0.23%からスタートし、10年度には0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩あがりに増え続けることはありません。

<各年度の支援納付金の総額>

※( )は支援金率

R 8年度…約6,000億円 (0.23%)

R 9年度…約8,000億円

R10年度…約1兆円 (約0.4%) 最大値

R11年度以降は約1兆円の範囲内で推移

一人当たり負担額

※イメージ※

(標準報酬月額 × 支援金率 = 毎月の負担額)



$$30\text{万円} \times 0.23\% = 690\text{円/月}$$

会社と折半(原則)



※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます

## ⑤ 子ども・子育て支援金制度とは

### 納入告知書イメージ

#### 納入告知書・領収証書

第 号  
年度

納付目的 年 月分

納付期限 年 月 日

一般保険料等額  
調整保険料  
介護保険料

納付場所 取りまとめ店  
 広島銀行(各店) (大州支店) 普 425206  
 三井住友銀行(各店) (広島支店) 普 732249  
 もみじ銀行(各店) (本店) 普 65799  
 広島信用金庫(本店) (本店) 普 8163  
 または広島東友健康保険組合

一般 保 険 料 等 額	一般保険料	円	
	内 訳	基本保険料	円
		特定保険料	円
	子ども・子育て支援金	円	
	調整保険料	円	
	介護保険料	円	
	合計	円	

上記のとおり納付してください。

年 月 日

広島市南区大州5丁目3番33号  
 広島東友健康保険組合  
 理事長

上記の納付額を領収しました。

(領収日付印)

## ① Q&A

Q  
1-1

### 子ども・子育て支援金制度とは？

A

- 子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。
- 本制度は、歳出改革や規定予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から10年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源です。
- また当該支援金は、児童手当の拡充など法律で定めた子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てられるものであり、医療保険料とは区分された仕組みとなっています。
- こうした仕組みであるため、今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません。

【令和7年4月3日付こども家庭庁事務連絡「子ども・子育て支援金制度に係る健康保険組合関係資料の送付について」別添1 参照】

## ② Q&A

Q

1-2

なぜ保険料として保険者が集めなければならないのか？

A

- 支援金の徴収は、国からの要請であり法令事項として定められました。
- 子ども・子育て支援法において、“健保組合などの医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、医療保険者は、納付金を納付する義務を負う”と定められています。
- また、納付金に充てる子ども・子育て支援金については、健康保険法において保険料と位置づけられたため、健保組合は、これまでの保険料と同様に被保険者及び事業主から徴収しなければなりません。

※参考 子ども・子育て支援法

第71条の3 政府は、次に掲げる費用（以下「支援納付金対象費用」という。）に充てるため、令和八年度から毎年度、健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金を徴収する。

2. 健康保険者等は、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負う。

※参考 改正健康保険法  
(保険料)

第155条 保険者等は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金並びに健康保険組合においては、第七十三條の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

## ③ Q&A

Q  
1-3

なぜ子育てを終えた世代も負担しなければならないのか？

A

- 少子化・人口減少の問題は、日本の経済全体、地域社会全体の問題であり、子どもがいない方や子育てを終えている方などにとっても、極めて重要な課題です。
- したがって、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持つものです。
- また、事業主にとっても、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、極めて重要な受益になります。

【こども家庭庁HP「子ども・子育て支援金制度のQ&A」 参照】

## ④ Q&A

Q  
3-2

現行の事業主における子ども・子育て拠出金と何が違うのか？

A

- 子ども・子育て拠出金は、児童手当の他、仕事と家庭の両立を支援する事業として、▼放課後児童クラブ▼延長保育事業▼病児保育事業▼企業主導型保育事業▼企業主導型ベビーシッター利用者支援事業▼0～2歳児に係る保育の運営費一等に充てられ、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を支援し、将来の労働力の確保に資するという観点で事業主が拠出しています。
- 一方で、子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充や、▼こども誰でも通園制度▼妊婦のための支援給付▼出生後休業支援給付▼育児時短就業給付一等に充てられ、少子化・人口減少が危機的な状況にある中、これらの子ども・子育て政策の給付拡充のため、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、ご高齢の方や事業主を含む全世代・全経済主体が医療保険料とあわせて拠出するものです。
- また、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設されました。（参考：次スライド）
- なお、子ども・子育て拠出金については、昨年度の「事業主団体との協議の場」において、事業主団体側から拠出金の在り方について検討すべきとの意見が出されており、「事業主団体との協議の場」において協議が行われていくものと承知しています。

【令和6年7月12日・7年2月17日こども家庭庁 事業主団体との協議の場 参照】

## ⑤ Q&A

Q  
3-3

給与明細に子ども・子育て支援金を表示する必要はあるか？

A

- こども家庭庁の事務連絡（令和7年6月18日付）において、被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、支援金制度の社会全体で子どもや子育て世帯を応援する趣旨を踏まえて、給与明細書にその内訳を示す取組について、ご理解・ご協力をお願いしています。
- また、給与明細書に内訳を示すことが難しい場合も、保険料の一部に支援金が含まれることについて、被保険者に周知いただくようお願いしています。
- なお、上記につきましては、こども家庭庁より経団連等の事業主団体を通じて企業等に依頼しています。各健康保険組合等においても、事業主への協力依頼に努めることが求められています。

【令和7年6月18日付こども家庭庁事務連絡「こども未来戦略「加速化プラン」に基づく給付拡充と子ども・子育て支援金制度の周知について」参照】

## ⑥ Q&A

Q  
5-4

賞与は対象となるのか？

A

- 賞与も対象となります。

※参考 改正健康保険法  
(被保険者の保険料額)

第156条 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）である被保険者 一般保険料等額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率（基本保険料率と特定保険料率とを合算した率をいう。）と子ども・子育て支援金率とを合算した率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）と介護保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）との合算額

## ⑦ Q&A

Q  
5-5

支援金の徴収が免除されるケースはあるのか？

A

- 子ども・子育て支援金は保険料と位置づけられたため、一般保険料や介護保険料と同様に、産休中や育休中の方は、子ども・子育て支援金の徴収が免除されます。
- また、介護保険料とは異なり、海外赴任中の被保険者であっても、子ども・子育て支援金は拠出いただく必要がございます。

※参考 改正健康保険法  
(保険料)

第155条 保険者等は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金並びに健康保険組合においては、第七十三条の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

(保険料の徴収の特例)

第159条 育児休業等をしている被保険者（第五十九条の三の規定の適用を受けている被保険者を除く。次項において同じ。）が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該被保険者に関する保険料（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。）は、徴収しない。

第159条の3 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

被扶養者の認定における年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込み判定をしていますが、令和8年4月1日以降は、「労働条件通知書」等の労働契約内容が分かる書類に記載のある賃金（※1）から見込まれる年間収入が130万円未満（※2）であり、かつ、他の収入がみこまれず、

1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められる場合
2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合

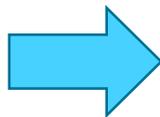
には、原則として被扶養者に該当するものとして取り扱います。

（※1）労働基準法第11条に規定されている賃金をいい、諸手当および賞与も含まれます。

（※2）認定対象者が60歳以上の者である場合または障害者である場合にあつては、180万円未満（ただし、年金などの給与以外の収入があると、この方法は使えません。）、認定対象者（被保険者の配偶者を除く）が19歳以上23歳未満である場合にあつては150万円未満となります。

【従来】  
今後1年間の収入の見込み

過去の収入、現時点の収入、または将来の収入見込みなどにより判定



【令和8年4月〜】  
労働契約で定められた賃金から見込まれる収入

「労働条件通知書等」により見込まれる賃金で判定

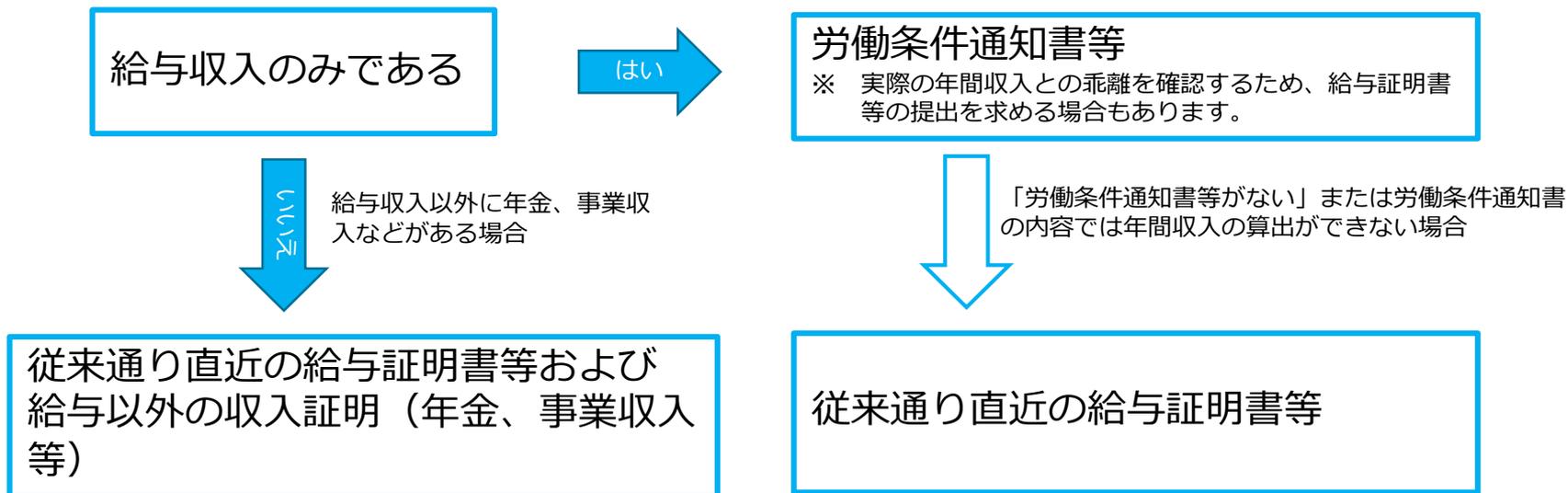
労働条件通知書等に規定されている「時給」「労働時間」「日数」「諸手当の額」「賞与の額」等を用いて年間収入を算出します。  
そのため、時間外労働に対する賃金は年間収入の見込み額には含まれません。

## 【注意】

- ・ 給与収入以外の収入がある方（年金収入や事業収入のある方）
- ・ 労働契約内容が確認できる書類がない方

上記の方の給与収入については従来通り「過去の収入、現時点の収入または将来の収入見込み」などにより判定することとなります。

## 認定対象者の収入証明書類



直近の給与証明書で収入確認をした場合に、臨時収入によって結果的に収入基準額を超えていたときには、「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主証明により、その収入が社会通念上妥当である範囲に留まり、恒常的収入でないことが確認できる場合には被扶養者として認定します。

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主証明

### 被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者<sup>※1</sup>については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円未満<sup>※2</sup>です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180万円未満となります。また、19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者を除く）は150万円未満となります。

#### 【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日 <sup>※3</sup>		令和 年 月 日
被保険者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	
被扶養者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	

※3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

#### 【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 -	
事業所名称		
事業主氏名		
電話番号		
雇用契約等により本来想定される年間収入	円	
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 年 月 から	令和 年 月 まで
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）	円	

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。

## 1. 保険料率

		令和7年度	令和8年度
一般保険料		94.000 / 1000	94.000 / 1000
内 訳	基 本	53.000 / 1000	55.000 / 1000
	特 定	41.000 / 1000	39.000 / 1000
調整保険料		1.300 / 1000	1.300 / 1000
子ども・子育て支援金		—	2.300 / 1000
介護保険料		17.000 / 1000	16.000 / 1000
合 計		112.300 / 1000	113.600 / 1000

## 2. 変更月

令和8年3月分保険料から

※ 子ども・子育て支援金および任意継続被保険者は令和8年4月分保険料から

## 3. 平均標準報酬月額

360千円（任意継続被保険者の標準報酬月額の上限）